

ハンガリー

意匠法

2014年3月15日に統合した2001年法律 XLVIII

目次

第 I 部 意匠及び意匠保護

第 I 章 意匠保護の対象

第 1 条 保護することができる意匠

第 2 条 新規性

第 3 条 独自性

第 4 条 新規性及び独自性に関する共通規定

第 5 条

第 6 条 拒絶理由

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条 登録可能性

第 II 章 意匠及び意匠保護により付与される権利及び義務

第 12 条 意匠創作者の人格権及び意匠開示に関する権利

第 13 条 意匠保護を受ける権利

第 14 条 職務意匠及び従業者意匠

第 15 条 意匠保護の成立

第 16 条 意匠保護により付与される権利

第 17 条 意匠保護の制限

第 18 条 意匠保護により付与された権利の消尽

第 19 条 意匠保護の存続期間

第 20 条 保護の範囲

第 21 条 財産権の対象としての意匠及び意匠保護

第 III 章 意匠及び意匠保護の侵害

第 22 条 意匠の侵害

第 23 条 意匠保護の侵害

第 24 条 不侵害の決定

第 IV 章 意匠保護の消滅

第 25 条 (廃止)

第 26 条 意匠保護の消滅

- 第 27 条 意匠保護の放棄
- 第 28 条 意匠保護の無効と制限
- 第 29 条 ロイヤルティの返還請求

第 IV/A 章 民法の規定の適用

第 29/A 条

第 II 部 ハンガリー知的所有権庁における意匠事項に関する手続

第 V 章 意匠の手続を規制する一般規定

- 第 30 条 ハンガリー知的所有権庁の権限
- 第 31 条 行政手続法の適用
- 第 32 条 ハンガリー知的所有権庁の決定
- 第 32/A 条 法的救済
- 第 32/B 条 電子行政及び庁の電子サービス
- 第 33 条 意匠の手続を規制するその他の一般規定

第 VI 章 意匠登録簿、公衆に対する情報

- 第 34 条 意匠登録簿
- 第 35 条 公衆に対する情報

第 VII 章 意匠保護付与の手続

- 第 36 条 意匠出願及びその要件
- 第 36/A 条 (廃止)
- 第 37 条 出願日
- 第 38 条 意匠の単一性
- 第 39 条 意匠の表示
- 第 40 条 優先権
- 第 41 条 出願についての審査
- 第 42 条—第 43 条 (廃止)
- 第 44 条 新規性の調査
- 第 45 条—第 46 条 (廃止)
- 第 47 条 方式要件に関する審査及び実体審査
- 第 48 条 補正と分割
- 第 49 条
- 第 50 条 意匠保護の付与

第 VIII 章 意匠事項についてのその他の手続

- 第 51 条 更新手続
- 第 51/A 条 (廃止)
- 第 52 条

第 53 条
第 54 条 分割の手續
第 55 条
第 56 条
第 57 条 無効の手續
第 57/A 条
第 58 条
第 58/A 条
第 59 条 不侵害の決定の手續
第 60 条

第 III 部 共同体意匠保護及び工業意匠の国際登録に関する規定

第 VIII/A 章 共同体意匠保護に関する規定

第 60/A 条 一般規定
第 60/B 条 共同体意匠出願の転送
第 60/C 条 拒絶の理由としての共同体意匠
第 60/D 条 共同体意匠の侵害の法的結果
第 60/E 条 共同体意匠裁判所

第 VIII/B 章 国際意匠出願に関する規定

第 60/F 条 一般規定
第 60/G 条
第 60/H 条
第 60/I 条 (廃止)
第 60/J 条 ハンガリー知的所有権庁を経てなされた国際意匠出願
第 60/K 条 ハンガリーを指定する国際意匠出願

第 IV 部 意匠事項における裁判手續

第 IX 章 ハンガリー知的所有権庁による決定の再審理

第 61 条 再審理請求
第 62 条 裁判手續を規制するその他の規則

第 X 章 意匠訴訟

第 63 条 意匠訴訟を規制する規則

第 V 部 最終規定

第 XI 章 施行、雑則、経過規定及び改正規定

第 64 条 著作権保護との関係

- 第 65 条 本法の施行に関する規定を定める規則及び経過規定
- 第 66 条 (廃止)
- 第 67 条 経過規則
- 第 67/A 条
- 第 68 条 授権
- 第 69 条 欧州連合の法律の遵守

第 I 部 意匠及び意匠保護

第 I 章 意匠保護の対象

第 1 条 保護することができる意匠

- (1) 意匠保護とは、新規であり、かつ、独自性を有する意匠に対して付与される。
- (2) 意匠とは、製品自体又はその装飾の特徴、特にそれらの線、輪郭、色彩、形状、織り方又は材質から生じる製品の全体若しくは一部の外観をいう。
- (3) 製品とは、工業製品又は手工芸品をいう。製品には、梱包、外装、図記号及び印刷用活字書体並びに複合製品に組み立てることを意図された諸部品も含まれる。コンピュータ・プログラムは製品とはみなされない。
- (4) 複合製品とは、交換可能な複数の構成部分から成り分解及び再組立が可能な製品をいう。

第 2 条 新規性

- (1) 意匠は、その優先日より前にそれと同一の意匠が公衆の利用に供されていない場合は、新規であるとみなされる。
- (2) 重要でない細部においてのみ特徴が異なっている意匠は同一とみなされる。

第 3 条 独自性

- (1) 意匠は、知識を有する使用者に与える全体的な印象が、その優先日より前に公衆の利用に供されているすべての意匠が当該使用者に与える全体的な印象と異なっている場合に独自性を有するものとみなされる。
- (2) 独自性を決定するに際し、当該製品の性質及び当該製品に係る工業分野又は手工芸分野に特に着目しつつ、当該意匠の創作に当たった創作者の自由度を考慮に入れるものとする。

第 4 条 新規性及び独自性に関する共通規定

- (1) 意匠は、それが公表され、展示され、市販され又はその他の形で開示されている場合は、公衆の利用に供されているとみなされる。ただし、それらの事柄が、欧州共同体内で活動している関係分野の専門業界にとって通常の業務過程において合理的に知られるようになっていない場合はこの限りでない。
- (2) 意匠は、守秘を条件として第三者に開示された場合は、公衆の利用に供されたとはみなされない。
- (3) 新規性及び独自性を決定するに際し、当該意匠の優先日の前 12 月以内に当該意匠が公衆の利用に供されたことは、それが次に該当する場合は考慮に入れられない。
 - (a) 当該意匠の出願人又はその前権原者に対する濫用の結果である場合、又は
 - (b) 出願人、その前権原者又は第三者であって、出願人若しくはその前権原者によって提供された情報若しくは行われた行為の結果として当該意匠を提供することができる立場になった者によって公衆の利用に供された場合

第 5 条

- (1) 複合製品の構成部分を成す製品に使用され又は組み込まれた意匠は、次の要件を満たす

場合は、新規であり、かつ、独自性を有するものとみなされる。

(a) 構成部分が、その複合製品に組み込まれた後にも当該複合製品の通常の使用状態において外部から見るができること、及び

(b) このような構成部分の外部から見ることのできる外観の特徴自体が新規性及び独自性の条件を満たしていること

(2) (1)の適用上「通常の使用状態」とは、保守、点検又は修理を除き、消費者又は最終使用者による使用をいう。

第6条 拒絶理由

(1) 製品の技術的機能からのみ帰結される当該製品の外観の特徴は、意匠保護を付与されない。

(2) 意匠が使用され又は組み込まれている製品(以下「意匠を使用する製品」という)が別の製品に機械的に接続され又はその中に、その周りに又はそれに相対して設置され、その結果双方の製品がその機能を発揮することができるようにするために正確な形状及び寸法で複製される必要がある製品の外観の特徴は、意匠保護を付与されない。

(3) (2)は、互換可能な製品のモジュール方式内での多重組立又は連結を可能とすることを目的とする意匠には適用しない。

第7条

公の秩序又は公衆道徳に反する意匠には、意匠保護は付与されない。

第8条

(1) 次に該当する意匠には、意匠保護は付与されない。

(a) 意匠が、工業所有権の保護に関するパリ条約において規定されている国章又は国家当局若しくは国際機関の記章の無許可の使用を構成している場合

(b) 意匠が、(a)に含まれる以外の勲章、記章、紋章又は公共の利益のために使用される認証及び認可を示す公的な標識及び印章を含む場合

(2) (1)に規定する記章等で構成又はそれらを含む意匠については、所轄当局の同意がある場合に意匠保護を付与されるものとする。

第9条

(1) 意匠保護は、ある意匠であって、その優先日後に公衆の利用に供され、かつ、先の優先日をもって意匠保護が付与されているものと抵触する場合は、付与されない。

(2) 「先の優先日をもった意匠保護」とは、ハンガリーにおいて付与された又はハンガリーに拡張された意匠保護をいう。

第10条

(1) 意匠が他人の先の工業所有権に抵触することになる識別標識又はハンガリーにおいて他人により先に有効に使用されている識別標識を使用している場合において、先使用者の同意なしに当該標識を意匠に使用することが法律違反となるときは、意匠保護を付与されない。

(2) 意匠保護は、先の著作権に抵触する場合は、付与されない。

(3) 権利又は使用が(1)及び(2)の意味での先行性を有するか否かを決定するに際し、意匠出願の優先性が考慮されるものとする。

第 11 条 登録可能性

意匠保護は、次の条件を満たす意匠に付与される。

- (a) 第 1 条から第 5 条までの要件に適合すること
- (b) 第 6 条から第 10 条までに基づいて意匠保護から除外されていないこと、及び
- (c) 関連出願が本法の定める要件を遵守していること

第 II 章 意匠及び意匠保護により付与される権利及び義務

第 12 条 意匠創作者の人格権及び意匠開示に関する権利

- (1) 意匠を創作した者は意匠創作者とみなされる。
- (2) 裁判所の確定判決において別段の定めがない限り，意匠出願において意匠創作者と記載された者又は意匠登録簿の関連登録の変更後に意匠創作者として登録された者が意匠創作者とみなされる。
- (3) 2 以上の者が共同で意匠を創作した場合は，意匠出願において最初に別段の表示がない限り，意匠創作者権の持分は均等とみなされる。
- (4) 裁判所の確定判決において別段の判決がなされない限り，意匠出願において最初に記載された意匠創作者権の持分，(3)に基づいて定まる持分又は意匠登録簿における関連登録の変更後に登録された持分が適用可能とみなされる。
- (5) 意匠創作者は，意匠保護に係る書類に意匠創作者として記載される権利を有する。意匠創作者が書面で請求する場合は，意匠創作者は公衆の利用に供された意匠保護書類にその名称を記載されないものとする。
- (6) (廃止)
- (7) 意匠保護の付与前は，意匠は意匠創作者又はその権原承継人の同意がある場合にのみ開示することができる。

第 13 条 意匠保護を受ける権利

- (1) 意匠保護を受ける権利は，意匠創作者又はその権原承継人に属する。
- (2) 裁判所の確定判決又はその他の公式決定において別段の定めがない限り，意匠保護を受ける権利は，最先の優先日を伴う出願を行った者に属する。
- (3) 意匠が 2 以上の者によって共同で創作された場合は，意匠保護を受ける権利は，それら共同創作者又はそれらの権原承継人に帰属する。意匠保護を受ける権利が 2 以上の者に帰属する場合は，別段の表示がない限り，意匠保護を受ける権利は，それらの者に均等に帰属するものとみなされる。
- (4) 意匠保護を受ける共同の権利及び共有意匠保護に関しては，特許を受ける共同の権利及び共有特許権について規定する，特許による発明の保護に関する法律(以下「特許法」という)の規定を準用する。
- (5) ある意匠が 2 以上の者によって相互に独立の立場で創作された場合は，意匠保護を受ける権利は，最先の優先日を伴う出願を行った者又はその権原承継人に属する。

第 14 条 職務意匠及び従業者意匠

- (1) 職務意匠とは，雇用関係に基づき意匠分野での開発を行う義務がある者によって創作された意匠をいう。
- (2) 職務意匠についての意匠保護を受ける権利は，意匠創作者の権原承継人としての使用者に属する。
- (3) 従業者意匠とは，その実施が自己の使用者の事業の範囲内に該当する意匠を雇用関係に基づく義務としてではなく創作する者により創作された意匠をいう。
- (4) 従業者意匠についての意匠保護を受ける権利は意匠創作者に属するが，従業者の使用者

は当該意匠を実施する権原を有する。使用者の実施の権利は非排他的である。使用者は従業者意匠についてのライセンスを付与することができない。使用者が存在しなくなった場合又は使用者の組織単位が分離された場合は、意匠の実施の権利は権原承継人に移転する。このような場合以外に、権利の譲渡若しくは移転は行うことができない。

(5) 職務意匠、従業者意匠及び意匠創作者への報酬に係るその他の事項については、次に規定する場合を除き、職務発明及び従業者発明に関する特許法の規定が準用される。

(a) 職務発明の守秘に関する規定及び企業秘密の対象となる事項としての職務発明の実施に関する規定は職務意匠には準用しない。

(b) 職務意匠の場合は、維持手数料の不納は、意匠保護の更新をしないことを意味し、意匠の効力の満了は、以後の更新がもはや不可能となる意匠保護期間の満了を意味する。

(c) 意匠保護が及ぶ職務意匠の実施に対する報酬は意匠創作者に対してのみ支払われるものとする。

(6) 公務員、職務関係にある者又は雇用的性格を有する法的関係の枠組内で働く協同組合の構成員によって創作された意匠については、(1)から(5)までの規定が準用される。

第15条 意匠保護の成立

意匠保護は、出願人に対する意匠保護の付与をもって開始し、意匠出願の日に遡って効力を生じる。

第16条 意匠保護により付与される権利

(1) 意匠保護は、その所有者に対して当該意匠を実施する排他権を与える。

(2) 実施の排他権に基づいて、意匠保護の所有者は、自己の同意を得ていない何人にも当該意匠を実施することを禁止する権原を有する。

(3) 実施は、特に、当該意匠を使用する製品を製造し、使用し、市場に出し、販売の申出を行い、輸入し、また、輸出すること、及びこれらの目的で保管することを含む。

第17条 意匠保護の制限

(1) 意匠保護は、その所有者に対して、第三者が次の行為を行うことを禁止する権原を与えるものではない。

(a) 当該意匠を個人的に又は非商業的な目的のために使用すること

(b) 当該意匠を実験目的に使用すること。当該意匠の主題が使用された製品の販売許可を与えるのに必要な実験若しくは試験を行うことを含む。

(c) 引用又は教育の目的で使用すること。ただし、そのような使用が当該使用に係る公正な慣行に反さないこと、意匠の正常な実施を不当に害さないこと及び意匠の帰属先が明記されることを条件とする。

(2) 意匠保護は、本来の外観を回復するために必要な範囲で複合製品の修理の目的で使用する場合、構成部分の意匠の使用を第三者に対して禁止する権原を所有者に与えるものではない。ただし、そのような使用が公正な取引慣行の要件に反さず、意匠が複合製品の元の外観に合致していることを条件とする。

(3) 先使用の権利は、ハンガリーの領域で及びその者の経済活動の範囲内で優先日前に善意で意匠を使用する製品の製造又は使用を始めたか又はその目的で真摯な準備をした何人にも

属する。特許法の規定を先使用に準用する。

(4) 相互主義を条件として、意匠保護は、一時的にハンガリーの領域に入る外国籍の船舶及び航空機の設備、当該船舶及び航空機の修理目的の部品及び付属品の輸入並びに当該船舶及び航空機の修理の実施については効力を及ぼさない。ハンガリー知的所有権庁長官は、相互主義に関する規則を制定する権限を有する。

第 18 条 意匠保護により付与された権利の消尽

意匠保護によって与えられた実施の排他権は、その所有者自身によって又はその明示の同意の下に欧州経済地域内の市場に出された意匠を使用する製品に対する行為には及ばない。

第 19 条 意匠保護の存続期間

(1) 意匠保護の存続期間は、出願日に始まる 5 年間とする。

(2) 意匠保護の存続期間は、更に 5 年の期間をもって最大 4 回更新することができる。更新がなされた場合は、意匠保護の新たな存続期間は、従前の保護期間の満了日の翌日に開始するものとする。

(3) 意匠保護は、出願日から 25 年が満了した後には更新することができない。

第 20 条 保護の範囲

(1) 意匠保護の範囲は、意匠登録簿に託される当該意匠の写真、図面又はその他の図的説明(以上併せて「表示」という)に基づく対象製品の全体若しくは部分の外観に係る特徴並びにある場合は保護範囲の部分放棄(第 48 条(2))によって決定される。

(2) 意匠保護の範囲は、知識を有する使用者に対して当該意匠と異なる全体的印象を与えるすべての意匠に及ぶものとする。

(3) 意匠保護の範囲を決定するに際しては、意匠の開発に当たる創作者の自由度が、特に対象製品の性質及び関係の工業若しくは手工芸分野の特徴との関連において考慮されるものとする。

第 21 条 財産権の対象としての意匠及び意匠保護

(1) 意匠及び意匠保護に由来する権利は、人格権を除き、移転若しくは譲渡することができ、また、担保を設定することができる。担保権は、書面により譲渡抵当契約が結ばれ、かつ、担保権が意匠登録簿に登録される場合にのみ設定されるものとする。

(2) 意匠保護所有者は、その実施に関する契約(意匠ライセンス契約)を結ぶことによって他人に意匠を実施するライセンスを与えることができ、意趣を実施する者は、それに対するロイヤルティを支払う義務を負う。意匠ライセンス契約に関しては、特許ライセンス契約に関する特許法の規定が準用される。

第 III 章 意匠及び意匠保護の侵害

第 22 条 意匠の侵害

意匠出願又は意匠保護の主題が違法に他人の意匠を窃取したものである場合は、被害者又はその権原承継人は、全面的又は部分的に当該意匠保護を受ける権原を有することを主張し、かつ、民事責任に関する規則に基づいて損害賠償を請求することができる。

第 23 条 意匠保護の侵害

- (1) 保護が付与された意匠を違法に実施する者は、当該意匠保護の侵害者とみなされる。
- (2) 意匠保護所有者は、特許権者が特許法に基づき自己の特許の侵害者に主張することができるのと同様の態様において、侵害者に対して民事上の請求を行うことができる。意匠保護が侵害された場合は、所有者は、侵害商品が市場に出されることを防ぐために税関当局による措置を特定法律の規定に基づいて請求することができる。
- (3) 意匠保護の侵害があった場合は、特許法の規定がライセンス契約に基づいて付与されたライセンシーの権利にも準用される。

第 24 条 不侵害の決定

- (1) 意匠保護の侵害訴訟が自己に対して提起される虞があると考える者は、そのような訴訟が提起される前に、自己が意匠を実施しているか又は実施しようとしている製品が自己の指摘する特定の意匠の意匠保護を侵害するものでない旨の決定を求めることができる。
- (2) 不侵害の決定が確定した場合は、同一製品に関し特定された意匠保護を基礎として侵害訴訟を提起することはできない。

第 IV 章 意匠保護の消滅

第 25 条 (廃止)

第 26 条 意匠保護の消滅

意匠保護は、次の場合に消滅する。

- (a) 意匠存続期間が更新されることなく満了した場合は、満了日の翌日
- (b) 所有者が意匠保護を放棄した場合は、当該放棄が受領された日の翌日又は所有者が指定するそれより早い日
- (c) 意匠保護が無効とされた場合は、出願日に遡って

第 27 条 意匠保護の放棄

- (1) 意匠登録簿に記入されている所有者は、ハンガリー知的財産庁に宣言書を提出することによって意匠保護を放棄することができる。
- (2) 放棄が法律に由来し、当局の決定に由来し、ライセンス契約に由来し、若しくは意匠登録簿に登録されたその他の契約に由来する第三者の権利に影響を及ぼす場合又は意匠登録簿に訴訟が記録されている場合は、当該放棄は、関係する者の同意を得てのみ行うことができる。
- (3) 複数の意匠を対象として意匠保護が付与されている場合は、放棄は、それら複数意匠の一部のみを対象としても行うことができる。
- (4) 意匠保護の放棄の取下は、法的効力を認められない。

第 28 条 意匠保護の無効と制限

- (1) 意匠保護は、次に該当する場合は、無効を宣言される。
 - (a) 意匠保護の対象が第 1 条から第 10 条までに定める要件を充足していない場合
 - (b) 意匠登録簿に預託された表示が、本法において規定される態様において意匠を提示していない場合(第 39 条)
 - (c) 意匠保護の対象が、付与された出願日に提出された出願に提示されている意匠と異なる場合又は分割出願の場合は分割出願に提示されている意匠と異なる場合
 - (d) 意匠保護が、本法に基づき意匠保護を受ける権原を有さない者に付与されている場合
 - (e) 国際意匠出願が、ヘーグ条約(第 60/F 条)に基づく権原を有さない者によってなされている場合
- (2) 意匠保護は、無効とする代わりに、補正された態様で維持することができる(第 48 条(1)及び(2))。ただし、補正について無効の理由が存在しないことを条件とする。
- (3) 複数の意匠について意匠保護が付与されている場合において、意匠保護の対象とする複数の意匠の内の一部のみに関して無効理由が存在するときは、意匠保護は残りの意匠に制限される。
- (4) 無効を求める請求が最終決定において拒絶された場合は、何人も、同一の意匠保護の無効を求める請求を同一の理由によって提起することはできない。

第 29 条 ロイヤルティの返還請求

意匠保護が遡って消滅した場合は、所有者又は意匠創作者に支払われたロイヤルティの内、当該意匠の実施に由来する利益に該当しなかった部分についてのみ返還を請求することができる。

第 IV/A 章 民法の規定の適用

第 29/A 条

- (1) 次の事項は、民法の規定の適用を受ける。
 - (a) 意匠に関する権利又は意匠保護に由来する権利並びに共同して意匠を受ける権利及び共有意匠保護に係る移転，譲渡，担保設定
 - (b) 実施契約(ライセンス契約)，及び
 - (c) その他意匠に関する精神的及び経済的問題であって，本法の対象としていないもの
- (2) 意匠創作者は，自らの創作者権を争い又はその他意匠に由来する自らの人格権侵害する何人に対しても，民法に基づく法的手続を提起する権原を有する。

第 II 部 ハンガリー知的所有権庁における意匠事項に関する手続

第 V 章 意匠の手続を規制する一般規定

第 30 条 ハンガリー知的所有権庁の権限

- (1) ハンガリー知的所有権庁は、次の意匠事項について権限を有する。
 - (a) 意匠保護の付与
 - (b) 意匠保護の更新
 - (c) 意匠保護の分割
 - (d) 意匠保護の消滅についての決定
 - (e) 意匠保護の無効
 - (f) 不侵害の決定
 - (g) 意匠保護の登録
 - (h) 公式情報
- (2) ハンガリー知的所有権庁は、意匠保護についての共同体制度(第 VIII/A 章)及び工業意匠の国際登録(第 VIII/B 章)に関する規定の適用から生じる事項についても権限を有する。

第 31 条 行政手続法の適用

ハンガリー知的所有権庁は、本法に規定されている場合を除き、行政手続法の規定を適用することによって、同庁の権限の範囲内にある意匠事項についての手続を行う。

第 32 条 ハンガリー知的所有権庁の決定

- (1) (廃止)
- (2) 無効手続及び不侵害の決定手続において、ハンガリー知的所有権庁は、3名の構成員で構成される合議体による聴聞において手続を進め、かつ、決定を行う。合議体は、過半数によりその決定を行う。
- (3) (廃止)

第 32/A 条 法的救済

- (1) ハンガリー知的所有権庁の決定に対しては、審判請求、再聴聞及び監督的手続並びに訴追法に基づく公訴官通知は、認められない。
- (2) ハンガリー知的所有権庁の意匠事項についての決定は、第 IX 章に規定の非訟民事手続において裁判所がこれを再審理する。
- (3) 別段の定めが特許法にない場合は、ハンガリー知的所有権庁は、再審理請求がなされている場合に限り、かつ、当該請求が裁判所へ送付されるまでに限り、次の事項に関して行った、当該手続を終結させる庁の決定を取下又は変更することができる。
 - (a) 意匠保護の付与
 - (b) 意匠保護の更新
 - (c) 意匠保護の分割
 - (d) 意匠保護の消滅についての決定
 - (e) 意匠保護の無効

(f) 不侵害の決定

(g) ハンガリーを指定する国際登録の効力の拒絶

(4) 別段の定めが特許法にない場合は、ハンガリー知的所有権庁は、自らの決定が法に反していることを庁が確認するか又は当事者が決定の取下若しくは変更を全員一致で請求する場合に限り、再審理請求に基づいて(3)(e)及び(f)にいう事項について下された、手続を終結させる庁の決定を取下又は変更することができる。

(5) 異議申立人が関与していない場合、ハンガリー知的所有権庁は、再審理請求に基づいて、第61条(1)(b)から(e)までの規定による決定を、その決定が法に反しておらず、ハンガリー知的所有権庁が再審理請求の内容に同意している場合、取下又は補正することができる。

(6) 再審理請求に基づく決定は、請求者及び再審理請求に関係する決定を通知された者に通知される。

(7) 変更された決定に対する法的救済と同じ法的救済が変更している決定に適用される。

第32/B条 電子行政及び庁の電子サービス

(1) 意匠事項において、手続の当事者は、(2)及び(3)の事例を除いては、ハンガリー知的所有権庁と電子的手段により通信する権原を有さず、ハンガリー知的所有権庁は当事者と電子的手段により通信する義務を有さない。

(2) 次のものは、電子様式により提出することもできる。

(a) 意匠出願

(b) 更新請求

(c) 意匠登録簿における、第34条(2)(e)から(g)までに明示する事実の変更に係る記録の請求

(d) 登録簿抄本の請求

(f) ファイル閲覧の請求

(3) 手続当事者が政府の個人認証サービスを介して電子様式により(2)(b)から(e)までに基づく手続を開始した場合は、ハンガリー知的所有権庁は、当該人に対して電子様式により、請求に関して下した自らの決定を通知し、又は登録簿の認証抄本を送付する。

(4) (2)にいう書類は、ハンガリー知的所有権庁がこの目的で作成した電子様式を使用して、電子的に提出する。

(5) ハンガリー知的所有権庁は、電子様式により提出された書類を受領したときは、特定法律に定める方法で、電子受領番号を含む自動通知を当事者に送付する。

(6) ハンガリー知的所有権庁は、電子様式により提出された書類を受領した後、それが電子行政に関する法的要件を満たしているか否かを遅滞なく審査する。

(7) 電子送付の場合は、書類は、電子受領の自動通知が当事者に送付された時点で提出されたものとみなされる。ただし、ハンガリー知的所有権庁が、受領した書類が解釈不能であることを確認し、その旨を電子メールにより当事者に通知した場合は、この限りでない。

(8) 解釈不能な書類を送付した当事者は、(7)に基づく通知の受領を確認する義務がある。当事者が15日以内に通知の受領を確認しない場合は、ハンガリー知的所有権庁は、通知を同人に郵送する。

(9) (2)にいう書類の電子提出についての詳細規則は、特定法律によりこれを定める。

(10) SMSによる情報の請求及び提供は、意匠事項においては認められない。

第 33 条 意匠の手続を規制するその他の一般規定

(1) 第 30 条から第 32/B 条までに規定されていない事項に関しては、(1a)から(3)までに従うことを条件として、特許手続を規制する一般規定をハンガリー知的財産庁における意匠に関する手続事項に対して準用する。

(1a) 意匠事項においては、手続継続の請求は認められない。

(2) 意匠事項については、原状回復は次の場合は認められない。

(a) 優先権の宣言の提出に関して定められた期限を遵守しない場合(第 40 条(2))

(b) 条約又は博覧会優先権の主張のために定められた 6 月の期限を遵守しない場合

(c) 原状回復の請求のために定められた期限を遵守しない場合

(3) ファイルの閲覧に関する特許法の規定の適用上の特許出願の公開とは、意匠保護の付与をいう。意匠事項においては、機密データとしての特許出願の取扱いに関する規定は適用しない。

第 VI 章 意匠登録簿，公衆に対する情報

第 34 条 意匠登録簿

(1) ハンガリー知的所有権庁は，意匠保護の付与の後，意匠保護登録簿を備え，これには意匠保護についての一切の事実と状況が記入される。

(2) 意匠登録簿には，特に次の事項を登録する。

(a) 意匠保護の登録番号

(b) 出願の参照番号

(c) 出願人による部分放棄を伴う意匠の表示(第 48 条(2))

(d) 意匠を使用する製品の名称

(e) 意匠保護所有者の名称(公式名称)及び宛先(登録本拠地)

(f) 代理人の名称及び登録本拠地

(g) 意匠創作者の名称及び宛先

(h) 出願日

(i) 優先権データ

(j) 意匠保護付与の決定日

(k) 意匠保護の更新又は分割

(l) 意匠保護の消滅，その法的理由及び消滅日並びに補正された態様での意匠保護の維持又は意匠保護の制限

(m) 実施ライセンス

(n) 意匠保護を受ける権利又は意匠保護により付与された権利は，信託管理上の資産に属する事実

(3) 意匠登録簿は，そこに登録された権利及び事実の存在を真正に立証する。意匠登録簿に記録された権利及び事実は，反証がない限り，存在するものとみなす。意匠登録簿に記録されたデータに対する反証責任は，その正確性又は真正性に異議を唱える者にある。

(4) 意匠保護に関する如何なる権利も，意匠登録簿に記録された場合にのみ，善意でかつ対価と引き替えに権利を取得した第三者に対して主張することができる。

(5) 何人も，意匠登録簿にアクセスすることができ，ハンガリー知的所有権庁は，そのウェブサイト上で登録簿への電子アクセスを提供する。何人も，手数料の納付に関し意匠登録簿に記録されたデータの認証謄本を要求することができる。

(6) 特許登録簿への登録に関する特許法の規定は，意匠登録簿への登録に準用する。

第 35 条 公衆に対する情報

ハンガリー知的所有権庁の公報においては，意匠出願及び意匠保護に関する次の事項及び事実が特に公表される。

(a)-(c) (廃止)

(d) 意匠保護付与の公告の場合は，登録番号，意匠保護所有者の名称及び宛先(登録本拠地)，代理人の名称及び登録本拠地，出願の参照番号，出願日及び優先日，意匠を使用する製品の名称及びその国際分類コード，意匠の表示，意匠創作者の名称及び宛先並びに付与の決定日

(e) 意匠保護の更新又は分割の場合は，それに関連する事項

(f) 意匠保護の消滅，その法的理由及び消滅日並びに意匠保護の補正された態様での維持又

は意匠保護の制限

(g) 意匠登録簿に記録された意匠保護に関する権利の変更

第 VII 章 意匠保護付与の手続

第 36 条 意匠出願及びその要件

- (1) 意匠保護付与の手続は、意匠出願のハンガリー知的所有権庁への提出によって始まる。
- (2) 意匠出願には、意匠保護の付与を求める願書、意匠の表示、意匠を使用する製品の名称及び必要な場合におけるその他の関係書類を含める。
- (3) 意匠出願に際して遵守すべき詳細な方式要件については、特定法律によって定める。
- (4) 意匠出願を行う際には、特定法律において定める出願手数料を納付しなければならない。当該手数料は、出願日から 2 月以内に納付する。
- (5) 出願人は、意匠保護の付与までは、第 27 条の規定に従って意匠出願を取り下げることができる。

第 36/A 条 (廃止)

第 37 条 出願日

- (1) 意匠出願については、少なくとも次のものを含む出願書類がハンガリー知的所有権庁に提出された日が出願日となる。
 - (a) 意匠保護を求める表示
 - (b) 出願人を特定し、かつ、その者との連絡を可能にする情報
 - (c) その他の要件が充足されていない場合であっても、意匠の表示
- (2) 出願日が与えられるためには、意匠の表示を提出する代わりに優先権書類に言及することをもって足りる。

第 38 条 意匠の単一性

- (1) 意匠出願は、意匠を使用する複数の製品が国際分類の同一の類に属することを条件として、複数の意匠についての意匠保護を求めることができる。意匠出願は、更に、知識を有する使用者に与える全体的な印象に影響する共通の装飾特徴によって関連する意匠群について意匠保護を求めることができる。
- (2) 意匠出願についての詳細な方式要件を規定する特定法律(第 36 条(3))において、1 意匠出願において保護を求める意匠の最大数を定めることができる。
- (3) 意匠出願においては、当該意匠を使用する製品を、可能な場合は、国際分類に基づくコード及びそこに含まれる用語を用いて特定するものとする。

第 39 条 意匠の表示

意匠出願の一部を構成する意匠の表示は、保護を求める意匠を明確に表示していなければならない。

第 40 条 優先権

- (1) 優先権の成立日は次のとおりとする。
 - (a) 一般に、意匠出願の出願日(出願優先権)
 - (b) 工業所有権の保護に関するパリ条約により規定される場合については、外国出願の出願

日(条約優先権)

(c) ハンガリー公報で公告されたハンガリー知的所有権庁長官の通達に述べられている場合については、博覧会における意匠の展示の開始日で、出願の提出日の前6月以内の日(博覧会優先権)

(d) 同一の意匠について先になされて係属中の意匠出願の出願日であって、現行出願の提出前6月以内のもの。ただし、当該意匠について別の優先日が主張されていないことを条件とする(国内優先権)。

(2) 条約優先権、博覧会優先権及び国内優先権は出願日から2月以内に主張しなければならない。条約優先権を立証する書類又は博覧会の証明書は、出願日から4月以内に提出しなければならない。博覧会の証明書については、博覧会の証明書に関する特許法の規定が準用される。

(3) 国内優先権を主張する場合は、先の意匠出願は取下とみなされる。

(4) 複数の意匠についての保護を求める意匠出願において1又は複数の優先権が主張される場合は、そのような優先権は、付与される優先権を設定する出願において第39条に従って示される意匠についてのみ認められる。

(5) 条約優先権は、外国出願が、パリ条約の加盟国でない世界貿易機関の加盟国又は相互主義に従うことを条件として何れか他国においてなされた場合も、パリ条約に定める条件に基づいて主張することができる。相互主義に関しては、ハンガリー知的所有権庁長官の見解が、決定力を有する。

第41条 出願についての審査

(1) 意匠出願がなされた場合は、ハンガリー知的所有権庁は、次の事項についての審査を行う。

(a) 当該出願が、出願日付与の要件を満たしているか否か(第37条)

(b) 出願手数料が納付されているか否か(第36条(4))

(2) その他の事項に関しては、出願の審査に関する特許法の規定が意匠出願の審査に準用される。

第42条—第43条 (廃止)

第44条 新規性の調査

(1) 意匠出願が第41条(1)に定める要件を満たしている場合は、ハンガリー知的所有権庁は、当該意匠を使用する製品の名称に適正な考慮を払いつつ、意匠の表示に基づき、新規性の調査を行い、かつ、調査報告書を作成する。

(2) 調査報告書には、当該出願において表示された意匠が新規でかつ独自性を有するものであるかを決定するに際して考慮された書類及びその他の事項を明記する。

(3) 出願人の請求があったときは、調査報告書が引用書類の写しと共に出願人に送付される。

第45条—第46条 (廃止)

第 47 条 方式要件に関する審査及び実体審査

- (1) 意匠出願が第 41 条(1)に定める要件を満たしている場合は、ハンガリー知的財産庁は、当該意匠出願の審査を実施する。
 - (1a) 方式要件に関する審査においては、ハンガリー知的財産庁は、第 36 条(2)及び(3)の要件が満たされているか否かについて出願を審査する。
- (2) 実体審査においては次の事項が審査される。
 - (a) 意匠が第 1 条から第 5 条までの要件を満たしているか否か、及びそれが第 6 条から第 8 条までに基づいて意匠保護から除外されていないか否か、並びに
 - (b) 出願が本法に定める要件を遵守しているか否か
- (3) 意匠出願が(1a)又は(2)に基づいて審査された要件を満たしていない場合は、出願人は、異論の内容に従い、不備を訂正するか、意見を提出するか、又は出願を分割するよう要請される。
- (4) 意匠出願は、不備の訂正がなされ又は意見が提出された後であっても、審査要件を満たさない場合は、全面的に又は部分的に拒絶される。
- (5) 意匠出願は、出願人に対する要請において正確かつ明示的に述べられ、正当に裏付けられた理由に基づいてのみ拒絶することができる。必要な場合は、出願人に対して更なる要請が発出される。
- (6) 出願人が要請に応じない場合又は出願の分割を行わない場合は、意匠出願は、取下とみなされる。

第 48 条 補正と分割

- (1) 意匠出願は、出願日における出願に示されている意匠との同一性が失われないような方法においてのみ補正を行うことができる。
- (2) 意匠の表示の特定の部分は意匠の構成要素ではなく、それについての意匠保護は求めている旨の出願人の申立は、補正とみなされる。
- (3) 出願人は、(1)に定める出願の補正を、意匠保護を付与する決定が送達される日までの間に行うことができる。

第 49 条

- (1) 出願人が単一の出願において複数の意匠についての意匠保護を求めている場合は、出願人は、意匠保護の付与に関する決定が送達されるまでの間に、出願日及び先の優先日(ある場合)を維持したまま、出願の分割を行うことができる。
- (2) 出願の分割を行うためには、関連する請求の提出から 2 月以内に特定法律に定める手数料を納付しなければならない。
- (3) 分割請求時に分割手数料が納付されない場合は、ハンガリー知的財産庁は、出願人に対して、(2)に定める期間内に不備を訂正するよう要請する。出願人がこの要請に従わない場合は、分割請求は取下とみなされる。

第 50 条 意匠保護の付与

- (1) 意匠及び意匠出願が審査要件(第 47 条(1a)及び(2))のすべてを満たしている場合は、ハンガリー知的財産庁は、当該出願の主題について意匠保護を付与する。意匠保護の付与に

関する決定の日が意匠保護の付与日となる。

(2) 意匠保護の付与は、意匠登録簿(第 34 条)に登録され、関連情報がハンガリー知的所有権庁の公報(第 35 条)において提供される。

(3) 意匠保護の付与後に、ハンガリー知的所有権庁は、意匠登録簿の抄本を添付して意匠証明書を交付する。

第 VIII 章 意匠事項についてのその他の手続

第 51 条 更新手続

- (1) ハンガリー知的所有権庁は、意匠保護を、その所有者による請求に基づき更新する(第 19 条(2))。複数の意匠を対象として付与された意匠保護は、それら意匠の一部についてのみ更新することもできる(部分的更新)。
- (2) 更新の請求を行う場合は、更新されるべき意匠保護の登録番号を、また、部分的更新の場合は関係意匠の登録番号を明記しなければならない。
- (3) 更新の請求は、意匠保護の満了前 6 月以内、遅くとも満了日から 6 月の期間内に提出することができる。
- (4) 更新の請求を行うためには、請求の提出から 2 月以内に特定法律に定める手数料を納付しなければならない。

第 51/A 条 (廃止)

第 52 条

- (1) 更新の請求が第 51 条(1)から(3)までに規定する要件を遵守していない場合は、請求当事者は、不備を訂正することを要請される。
- (2) 更新請求は、不備の訂正又は意見の提出後であっても、要請に記載された要件を遵守していない場合は拒絶される。請求当事者が指定された期限内に要請に応答しない場合は、更新請求は取下とみなされる。
- (3) 更新請求の手数料が納付されていない場合は、ハンガリー知的所有権庁は、請求当事者に対して本法に定める期限内にその不備を訂正するよう要請する。この要請が遵守されない場合は、更新請求は取下とみなされる。

第 53 条

- (1) 更新請求が第 51 条に規定する要件を満たしている場合は、ハンガリー知的所有権庁は、当該意匠保護を更新する。
- (2) 意匠保護の更新は、意匠登録簿(第 34 条)に登録され、関連情報がハンガリー知的所有権庁の公報(第 35 条)において提供される。

第 54 条 分割の手続

- (1) 意匠保護の所有者は、複数の意匠を対象として付与された意匠保護を、複数の意匠又はその特定のグループに分離することによって分割することができる。
- (2) 意匠保護の分割請求は、互いに分割の態様に応じて、当初の意匠保護が分割された数と同数の写しを提出して行うものとする。
- (3) 分割請求は、当初の意匠保護の登録番号を明記しなければならない。意匠出願の要件に関する規定(第 36 条(2)及び(3))は、分割請求及びそのための書類に準用する。
- (4) 分割請求を行うには、その請求の提出から 2 月以内に特定法律に定める手数料を納付しなければならない。

第 55 条

- (1) 分割請求が第 54 条(1)から(3)までに定める要件を遵守していない場合は、請求当事者は、その不備を訂正するよう要請される。
- (2) 分割請求は、訂正又は意見の提出後であっても、要請に記載された要件を遵守していない場合は拒絶される。請求当事者が当該要請に応答しない場合は、分割請求は取下とみなされる。
- (3) 分割請求の手数料が納付されていない場合は、ハンガリー知的所有権庁は、請求当事者に対して本法に定める期限内に不備を訂正するよう要請する。要請が遵守されない場合は、当該請求は取下とみなされる。

第 56 条

- (1) 請求が第 54 条に規定する要件を満たしている場合は、ハンガリー知的所有権庁は意匠保護の分割を行う。
- (2) 意匠保護の分割は、意匠登録簿(第 34 条)に登録され、関連情報がハンガリー知的所有権庁の公報(第 35 条)において提供される。
- (3) 分割の後、ハンガリー知的所有権庁は、各意匠保護についての意匠証明書を、登録簿の抄本を添付して交付する。

第 57 条 無効の手続

- (1) (2)に規定する場合を除き、何人も、第 28 条に基づき各意匠保護所有者に対して意匠保護の無効を求める手続を提起することができる。
- (2) 意匠保護の無効は、第 9 条及び第 10 条に基づく場合は先の抵触する権利の所有者のみが、また、第 28 条(1) (d)に基づく場合は本法に基づき意匠保護を受ける権原を有する者のみが請求することができる。
- (3) 無効請求は、各意匠保護所有者用の写し及び職務意匠に付与された意匠保護の場合は各意匠創作者用の写しに追加の写し 1 通を添付してハンガリー知的所有権庁に提出しなければならない。請求書には依拠する理由を記載すると共に、それについての書証を添付しなければならない。
- (4) 無効請求については、その提出から 2 月以内に、特定法律に定める手数料を納付しなければならない。
- (5) 無効請求が本法に規定する要件を遵守していない場合は、請求当事者は、不備の訂正を行うよう要請される。請求手数料が納付されない場合は、請求当事者は、本法に定める期限内に納付を行うよう要請される。不備が訂正されない場合は、無効請求は取下とみなされる。

第 57/A 条

職務意匠に付与された意匠保護の場合は、ハンガリー知的所有権庁は、無効請求を意匠創作者に送付し、その者が、請求の受領後 30 日以内にその旨の陳述書を提出したときは無効手続の当事者になることができる旨を通知する。

第 58 条

- (1) ハンガリー知的所有権庁は、意匠保護所有者に対し、及び職務意匠に付与された意匠保

護の場合は意匠創作者に対し、無効請求に関する意見書を提出するよう要請する。書類による準備作業の後、ハンガリー知的所有権庁は、聴聞において意匠保護の無効、補正された態様での維持、制限又は請求拒絶の何れかの決定を行う。聴聞を行うことなく手続を終結させる命令も出すことができる。請求当事者に対してハンガリー知的所有権庁が定める期限の後、期限内に無効の理由として述べられなかった如何なる理由も無効の基礎となる理由として示すことができない。最終決定を送達する際には、そのように特定された理由は、考慮に入れられない。

(2) 聴聞の過程で採択された命令及び決定は、聴聞の日に公表される。公表は、決定に限り、また、その事案の複雑さのために不可欠の場合に限り 8 日以内で延期することができる。この場合は、公表の期限を直ちに定めるものとし、決定は公表の日までに書面にする。

(3) 決定の公表は、本文及び理由の提示から成るものとする。

(4) 決定は、ハンガリー知的所有権庁が公表を延期した場合を除き、決定日から遅くとも 15 日以内に書面にしなければならず、書面にした日から 15 日以内に送達されなければならない。

(5) 同一の意匠保護の無効を求める複数の請求が提起された場合は、それらは、可能な場合は同一の手続において扱われる。

(6) 無効請求が取り下げられた場合は、第 10 条又は第 28 条(1)(d)のみに基づいて無効が請求された場合を除き、手続は職権で継続することができる。この場合は、ハンガリー知的所有権庁は、先に当事者によってなされた陳述及び主張を考慮に入れ、請求の枠組の中でも手続を進めることができる。

(7) 手続費用は、無効手続において敗れた方の当事者が負担を求められる。意匠保護の所有者が無効手続について如何なる理由も提供しておらず、かつ、(1)に基づく意見書の提出期限到来前に、意匠保護を出願時に遡及して放棄する一複数の意匠に付与された意匠保護の場合は少なくとも関係する意匠に関して意匠保護を放棄する一場合は、手続費用は、無効を請求する者の負担とする。

(8) 意匠保護の無効、補正された態様での維持又は制限は、意匠登録簿(第 34 条)に登録されると共に、関連情報がハンガリー知的所有権庁の公報(第 35 条)において提供される。

第 58/A 条

(1) 意匠保護の侵害について手続が開始され又は訴訟提起前に暫定措置を求める請求が提出され、かつ、その事実が実証された場合は、何人かの請求によって、無効手続は加速することができる。

(2) 加速手続の請求には、当該請求の後 1 月以内に特定法律に定める手数料を納付しなければならない。

(3) 請求が(1)にいう要件を満たさない場合は、加速手続の請求当事者は不備の訂正又は意見の提出を要請される。加速手続の請求は、不備の訂正又は意見の提出後であっても、本法に規定された要件を満たさない場合は却下される。要請が遵守されない場合は、加速手続の請求は取下とみなされる。

(4) 請求の手数料が納付されていない場合は、加速手続の請求人は、本法に定める期限内に納付を行うよう要請される。要請が遵守されない場合は、加速手続の請求は取下とみなされる。

- (5) ハンガリー知的所有権庁は、命令によって加速手続を確定する。
- (6) 加速手続の場合は、第 33 条(1)及び第 58 条の規定を適用除外して、次のとおりとする。
 - (a) 不備の訂正又は意見の提出のために 15 日の期限も定めることができる。
 - (b) 正当な理由のある場合に限り期限の延長を認めることができる。
 - (c) ハンガリー知的所有権庁は、事実の明確化のために当事者を共に聴聞することが必要な場合又は何れかの当事者が適時に求める場合に限り口頭による聴聞を行う。

第 59 条 不侵害の決定の手続

- (1) 不侵害の決定を求める請求は、各意匠保護所有者用の写しに追加の写し 1 通を添付してハンガリー知的所有権庁に対して提出する。当該請求書には、意匠を使用している又はその使用が意図されている製品の表示及び当該意匠保護に係る意匠の表示を含めなければならない。意匠を実施している又は使用が意図されている製品は意匠登録に記入されている意匠の表示に類似する 1 又は 2 以上の図を表示しなければならない。
- (2) 不侵害の決定を求める請求は、1 の意匠保護について、かつ、意匠を使用している又はその使用が意図されている 1 の製品についてのみ提出することができる。
- (3) 不侵害の決定を求める請求を行う場合は、請求の提出後 2 月以内に、特定法律において定める手数料を納付しなければならない。
- (4) 不侵害の決定を求める請求が本法に定める要件を遵守していない場合は、請求当事者は、不備を訂正するよう要請される。請求手数料が納付されていない場合は、請求当事者は、本法に定める期限内に納付を行うよう要請される。不備が訂正されない場合は、当該請求は取下とみなされる。

第 60 条

- (1) ハンガリー知的所有権庁は、意匠保護所有者に対し、不侵害の決定を求める請求についての意見書を提出するよう要請する。書類による準備作業の後、ハンガリー知的所有権庁は、聴聞において請求を容認又は拒絶する決定を行う。手続を終結させる命令は、聴聞を行うことなく下すことができる。
- (2) 不侵害の決定の手続に要する費用は、その請求当事者が負担する。
- (3) 不侵害を決定する手続に第 58 条(2)から(4)までを準用する。
- (4) 不侵害を決定する手続に第 58/A 条を準用する。

第 III 部 共同体意匠保護及び工業意匠の国際登録に関する規定

第 VIII/A 章 共同体意匠保護に関する規定

第 60/A 条 一般規定

本法の適用上、次のとおりとする。

- (a) 共同体意匠規則：共同体意匠に関する理事会規則 (EC)No. 6/2002
- (b) 共同体意匠：共同体意匠規則第 1 条(1)に規定する、登録の有無を問わず保護される意匠
- (c) 共同体意匠出願：共同体意匠規則に従ってなされる共同体意匠の登録出願

第 60/B 条 共同体意匠出願の転送

- (1) 共同体意匠出願がハンガリー知的所有権庁になされる場合は、共同体意匠規則第 35 条(2)に従ってそれを転送するために特定法律に定める手数料を出願時に納付しなければならない。
- (2) 共同体意匠出願を転送するための手数料が納付されていない場合は、ハンガリー知的所有権庁は、その不備を訂正するよう出願人に要請する。ハンガリー知的所有権庁は、手数料が納付された後に共同体意匠出願を転送する。

第 60/C 条 拒絶の理由としての共同体意匠

第 9 条(2)を登録共同体意匠に適用する。

第 60/D 条 共同体意匠の侵害の法的結果

共同体意匠の侵害に対しては、共同体意匠規則第 88 条から第 90 条までの規定に従いかつこれらの条にいう事案において、本法を基礎としてハンガリー知的所有権庁によって付与された意匠保護の侵害に対する同一の法的結果が適用される。

第 60/E 条 共同体意匠裁判所

- (1) ハンガリーにおいて、メトロポリタン司法裁判所は、第 63 条(2)に規定する内容により、第 1 審において共同体意匠規則第 80 条(1)にいう共同体意匠裁判所として手続を行う。
- (2) メトロポリタン控訴裁判所が、共同体意匠第 2 審裁判所としてメトロポリタン裁判所の判決に対する控訴に関する管轄権を有する。

第 VIII/B 章 国際意匠出願に関する規定

第 60/F 条 一般規定

本法の適用上、国際意匠出願とは、工業意匠の国際寄託に関する 1925 年ヘーグ協定(以下「協定」という)の 1999 年 7 月 2 日ジュネーブ・アクトに基づいてなされる意匠出願をいう。

第 60/G 条

この章の規定は、工業意匠の国際寄託に関する 1925 年ヘーグ協定の 1960 年 11 月 28 日ヘーグ・アクトに基づいてなされる国際寄託に準用する。

第 60/H 条

- (1) 本法が協定の適用に言及する場合は、第 60/F 条及び第 60/G 条にいう協定のアクトに基づく共通規則の適用をも意味するものと解釈する。
- (2) 協定に別段の定めがある場合を除き、本法の規定が、この章に規定するものを除き、国際意匠出願に適用される。

第 60/I 条 (廃止)

第 60/J 条 ハンガリー知的所有権庁を経てなされた国際意匠出願

- (1) 協定に基づく国際意匠出願の転送については、ハンガリー知的所有権庁は、ハンガリーが出願人の締約国として表示されている国際意匠出願について手続を進める。
- (2) 国際意匠出願の転送については、特定法律に定める送付手数料をハンガリー知的所有権庁に納付しなければならない。また、国際意匠出願に関連しては、協定に定める手数料を期限内にかつ協定に定める方法で納付しなければならない。

第 60/K 条 ハンガリーを指定する国際意匠出願

- (1) ハンガリーを指定する国際意匠出願は、国際登録の日から、ハンガリー知的所有権庁に適正になされた意匠出願(第 37 条)と同一の効果を有する。
- (2) (廃止)
- (3) ハンガリー知的所有権庁は、国際意匠出願の実体審査を行う。実体審査は、意匠が第 1 条から第 5 条までの要件を満たすか否か、また、第 6 条から第 8 条までに基づいて意匠保護から除外されていないか否かを確認する。
- (4) 国際意匠出願が、(3)に基づいて審査された要件を一部又はすべて遵守しない場合は、ハンガリー知的所有権庁は、協定に定める日から 6 月以内に国際事務局に相応に通知しなければならない。
- (5) 通知には、その基礎とする理由を明記しなければならない。出願人は、通知に定める期限内に意見を提出するよう求められる。国際登録の効果の拒絶に関する決定をするときは、出願人の意見が考慮されなければならない。
- (6) 出願人が所定の期限内に求めに応じない、又は国際意匠出願が所定の期限内に出された意見に拘らず未だ審査された要件を遵守しない場合は、ハンガリー知的所有権庁は、ハンガリーの領域内での国際登録の効果を拒絶する。

(7) 出願人の意見に基づいて、ハンガリー知的所有権庁が(4)にいう通知の内容が一部又はすべて根拠がないとみなす場合は、庁は、その通知を一部又はすべて取り下げ、その取下の決定が確定した後に国際事務局に通知する。

(8) ハンガリー知的所有権庁が(7)に基づく通知を一部又はすべて取り下げる場合は、国際登録又はその取下で影響を受ける部分は、ハンガリー知的所有権庁によって付与された意匠保護と同一の効果を取下の決定日から有する。

(9) ハンガリー知的所有権庁が(4)に基づく通知をしない場合は、国際登録は、ハンガリー知的所有権庁によって付与された意匠保護と同一の効果を通知に定められた期限の到来の翌日から有する。

第 IV 部 意匠事項における裁判手続

第 IX 章 ハンガリー知的所有権庁による決定の再審理

第 61 条 再審理請求

- (1) 裁判所は、請求に基づき、ハンガリー知的所有権庁の次の事項を再審理することができる。
 - (a) 第 32/A 条(3)にいう決定
 - (b) 手続を中断するか又は意匠出願登録簿若しくは意匠登録簿への記入事項の根拠を与える決定
 - (c) 行政手続法の規定に基づいて独立の法的救済を認める対象である、ファイルの閲覧を排除又は制限する命令
 - (d) 手続開始の請求を提出した者以外の者に手続当事者としての法的地位を否定する命令
 - (e) 手続上の罰金を科す決定又は手続費用の額及びその配分に関する決定
- (2) 手続上の罰金を科す決定又は手続費用の額及びその配分に関する決定に対して提起された再審理請求は、再審理請求において争われない決定の他の規定に関して進行を妨げる効果は有さず、それらの規定が確定となることを妨げない。
- (3) (1)にいう以外のハンガリー知的所有権庁の命令は、(1)にいう決定の再審理請求においてのみ争うことができる。
- (4) 決定の再審理は、次の者が請求することができる。
 - (a) ハンガリー知的所有権庁における手続の当事者
 - (b) ファイルの閲覧において除外又は制限された者
 - (c) 手続当事者としての法的地位を否定された者
- (5) 意匠保護の登録又は無効の決定についての再審理は、第 7 条及び第 8 条に基づき公訴官が請求することができる。ハンガリー知的所有権庁での手続に参加した他の者は、自己に関する決定又はその規定の再審理についての独立の請求を自己の権利において提出することができる。
- (6) 再審理請求は、(7)及び(8)に規定の場合を除き、利害関係人又は他の手続参加者への決定の伝達日から 30 日以内に提出するか又は書留で郵送しなければならない。
- (7) 次の場合は、再審理請求の提出のための 30 日の期限は、原状回復の請求を拒絶するか又は提出されていないものとみなす命令の通達日から起算する。
 - (a) 当該日が(6)に基づく決定の通達日より後であり、かつ
 - (b) 原状回復の請求が、(6)に基づく決定の直接の基礎となった不備を救済するために提出された場合
- (8) ハンガリー知的所有権庁による決定の再審理が、行政手続法の規定に基づく憲法裁判所による決定を基礎として請求された場合は、再審理の請求を提出する期限は、憲法裁判所の決定の送達から 30 日間再開する。
- (9) 再審理請求はハンガリー知的所有権庁に提出し、庁は意匠ファイルの書類を添えて、(10)に規定する場合を除き、15 日以内に裁判所へこれを転送する。異議申立人が手続に参加していた場合は、ハンガリー知的所有権庁は、相手方の請求の転送をその当事者に同時に通知する。

(10) 再審理請求が根本的に重要な法律問題を提起する場合は、ハンガリー知的所有権庁は、当該問題に関する陳述書を作成し、それを再審理請求書及び意匠ファイルの書類と共に 30 日以内に裁判所に転送する。

(11) 訴訟に関する規則を再審理請求の要件に準用する。

(12) 遅れて提出された再審理請求については、裁判所は原状回復請求に関して決定する。

第 62 条 裁判手続を規制するその他の規則

特許事項に関するハンガリー知的所有権庁の決定を対象とした再審理の裁判手続についての規定は、意匠事項に関するハンガリー知的所有権庁の決定を対象とした再審理の裁判手続に準用する。その場合は、特許法第 100 条(3)における特許法第 81 条(1)への言及を本法第 58 条(1)への言及と解釈する。

第 X 章 意匠訴訟

第 63 条 意匠訴訟を規制する規則

- (1) 意匠又は意匠保護の侵害，先使用及び継続実施権の存在(第 65 条(8))に関する裁判手続並びに共同体意匠規則(第 60/A 条(a))第 110a 条(4)に基づく共同体意匠の使用の禁止について提起された裁判手続は，意匠訴訟に含まれる。
- (2) 特許訴訟についての規定は意匠訴訟に準用する。
- (3) (1)にいう以外の意匠訴訟においては，司法裁判所が、特許訴訟を規制する規則を準用して処理する。

第 V 部 最終規定

第 XI 章 施行、雑則、経過規定及び改正規定

第 64 条 著作権保護との関係

本法に基づいて意匠に与えられる保護は、芸術作品としての意匠に対する特定法律に基づく著作権保護を害するものではない。

第 65 条 本法の施行に関する規定を定める規則及び経過規定

- (1) 本法は 2002 年 1 月 1 日から施行する。本法の規定は、(2)、(6) から (7) まで及び (9) から (10) までに規定するもの及び条件を除き、その施行後に開始される手続に限り適用される。
- (2) 原状回復に関する規定は、本法施行時点で係属している手続に準用する。
- (3) 本法の施行前に締結された意匠創作者の対価の契約若しくは意匠ライセンス契約又は本法の施行前に使用された職務意匠については、それらの締結又は使用時に効力を有する規定を適用する。
- (4) 本法施行前に開始された意匠の実施は、意匠保護により付与された権利及び意匠保護の範囲、制限及び侵害に関して従前適用されていた規定に、本法施行日における実施の程度に応じて、従うものとする。
- (5) 本法施行日に効力を有している意匠保護の更新は、本法の規定に従うものとする。この規定は、意匠保護の存続期間の満了日が本法の施行日の前 6 月以内であり、本法の施行までに従前規定に基づいて更新の請求がなされていない意匠保護に準用する。
- (6) 本法施行前に拡張された意匠保護が本法施行後に更新された場合は、当該意匠保護の無効については本法の規定が適用される。ただし、無効とされた場合は、意匠保護は、拡張された意匠保護の満了日に遡って消滅する。
- (7) (6) の規定は、本法施行日に効力を有している意匠保護が拡張されることなく第 2 回目の更新を受ける場合にも準用する。ただし、無効とされた場合は、意匠保護は、第 1 回目の更新期間の満了時に遡って消滅する。
- (8) 従前規定に基づいて拡張された意匠保護が本法の施行前 5 年以内に期間満了により消滅した場合は、当該意匠保護の所有者は、本法の施行から 6 月以内に、ハンガリー一知的財産権庁に対して、更新の規定の準用により、本法施行日から第 19 条(3)に定める期間の残余期間効力を有するものとして意匠保護を再設定することを求める請求を行うことができる。この場合に、再設定される意匠保護の当初期間は、第 19 条(3)に定める期間についての残余期間から 10 年を引いた期間とする。この場合は、更新請求の手数料が比例的に減額される。再設定の意匠保護の当初期間が 1 年を超えない場合は、意匠保護の再設定と再設定された意匠保護の更新を併せて請求することができる。意匠保護の消滅と本法施行の間に当該意匠の実施を始めたか又は継続した者はその意匠を継続して使用する権利を有するものとする。ただし、当該権利については、継続実施の権利に関する特許法の規定を準用する。
- (9) 再設定された意匠保護の無効については本法の規定を適用する。ただし、無効とされた場合は、意匠保護は、本法施行日に遡って消滅する。
- (10) 本法施行日に効力を有している又は本法施行前に消滅した意匠保護の無効の条件については、優先日現在の規定が適用される。そのような意匠保護であって本法施行後に更新さ

れたか、又は再設定されたものは、その優先日現在の規定により無効とされる場合は、当該無効は請求日に遡って生じるものとする。このような場合は、(6)、(7)及び(9)の規定は適用しない。

(11) 法律における工業意匠及び工業意匠保護の語は、それぞれ意匠及び意匠保護を意味するものとする。

第66条 (廃止)

第67条 経過規則

(1) (廃止)

(2) 本法施行前に対価の契約が締結され又は職務発明が実施されている場合は、そのような契約の締結時又は発明の実施時に効力を有する規定が適用される。

(3) 本法施行日に有効な実用新案保護の無効条件については、その優先日現在適用の規定に従う。

(4) (廃止)

第67/A条

(1) 2004年5月1日前に出願された意匠の無効条件については、出願時に効力を有する規定が適用される。

(2) 以下の場合については、2004年4月30日に効力を有する本法が適用される。

(a) 2004年5月1日以前に開始された実施についての、意匠保護で付与された権利、保護の範囲及び権利消尽を除く権利侵害

(b) 2004年5月1日前の実施についての意匠保護の権利消尽

第68条 授権

司法担当大臣は、ハンガリー知的所有権庁長官との協議及びハンガリー知的所有権庁の監督権を有する大臣との合意の上、意匠出願の詳細な方式規則を政令により定めることを授権される。

第69条 欧州連合の法律の遵守

(1) 本法は、意匠の法的保護に関する1998年10月13日の欧州議会及び理事会指令98/71/ECを遵守する。

(2) 本法は、共同体意匠に関する2001年12月12日の理事会規則(EC)No. 6/2002を施行するために求められる規則を規定する。